令和５年度社会福祉法人たかはら学園事業計画

１　理念

「じしゅ、じりつ、じはつ」をあらゆる活動の基礎として、法人・職員が心をひとつにし、保護者・利用者、地域住民、関係自治体等と連携をし、「利用者が地域の中でごく当たり前の生活ができること」の実現を目指します。

２　運営方針

平成１２年の社会福祉基礎構造改革と平成２４年の障害者総合支援法を契機として、障害者の福祉制度が様変わりし、措置から契約へ、施設から地域社会へ、保護から自立へと大きく変わりました。その流れの中、当法人は、制度改革の主旨を踏まえ、利用者の安心安全と笑顔を根源として、すべての事業において、着実な運営を実施してきました。

さて、昨年は、コロナ感染期の狭間の１１月に「たかはらふれあい DAY２０２２」と銘打って、創立５０周年記念式典の一部を保護者の皆様方にご覧いただく機会があり、法人・施設５０年の歩みを振り返ることができました。創立当初からの理念「障害者の生涯にわたる支援」と「障害児者の地域の中での当たり前な生活」を思い起こし、次の５０年に向けての「共生社会の実現」と「すべての障害児者の地域の中でのごく普通の生活」を目指すステップとしたところです。

令和２年１月からの３年にわたるコロナ感染流行も、政府のマスク解禁方針を受け、次のステージに向かおうとしています。当法人においては、利用者の安全安心を第一に考え、政府方針も受けつつ、当面は引き続きマスク着用をはじめとする感染予防対策を確実に行っていきますが、面会等行事のあり方について、徐々に緩和できるような方策を検討していき、時間はかかりますが、以前の形に近づけていきたいと考えています。

具体的には、８月の保護者会総会に向けて、基本的な考え方を提示し、スムーズな運営ができるようにと考えています。

新たなスタートにあたっては、「原点に立ち返る」ことが第一であるので、創設時の思いを胸に、理念にある「利用者・保護者・地域・職員・法人」が一体となった活動が展開できるようにしたいと考えています。この先「科学的支援」「チーム支援」といった基本的視点をおろそかにせず、継続性をもちつつ、創意工夫の観点をしっかり取り入れ、支援力の向上を図っていきたいと考えています。そうすることで、利用者の日々の生活がより楽しく充実したものになると考えます。

法人全体に関わる重要な事項としては、令和６年度の報酬改定を考慮しつつ、将来動向を見据えた方向性を持って、BCP 計画の完成、中長期計画への取り組み、施設整備計画の策定を確実に実施していきたいと考えます。

令和５年度のキーワードとして、①スリム化　②見える化　③専門性の向上　を掲げ、「サービスの質とチーム支援力の向上」を実現したいと考えています。

３　事業指針

令和５年度は、運営方針で掲げた３つのキーワードをもとに、職員一人一人が明確な年間目標を設定し、日々具体的な実践をすることによって法人・園・事業所全体が一体となって、より高次元の目標に取り組めるような体制としたいと考えています。

前述の運営方針を達成するための具体的事項を示し、事業指針とします。

スリム化の視点

（１）　「報・連・相」の徹底により、チーム支援力を高めます。

（２）　ベテランのノウハウとも言えるマニュアルの作成及び定期的改定を組織的・継続的に行い、情報の共有化をすすめます。

（３）　「働き方改革」「SDGS への取り組み」「情報公開」「地域貢献」「生産性の向上」「経費削減」といった喫緊の取り組みをしっかり行い、職場環境の改善を行います。

（４）　分かりやすい人事考課制度の定着推進と職員処遇の改善を行います。

（５）　平時のリスク管理の徹底（感染症・食中毒を含む）と非常時の BCP の見直し及び計画の更新を行います。

見える化の視点

（１）　利用者・保護者・職員・その他の活動・事業において、みえにくいものを分かりやすくする「見える化活動」を推進します。

（２）利用者の社会参加・地域活動・生活体験の機会を増やし、地域社会への道筋を分かりやすくします。

（３）広報誌の発行やホームページのリニューアルと定期的更新を行い、施設・事業所の強みや優れている点についての情報発進力を強化します。

（４）地域交流やボランティア養成の機会を増やし、災害時等を含めた地域との連携を強化します。

（５）地域生活に必要とされるサービスや施設の新設・再編・更新整備・改築補修を盛り込んだ分かりやすい中期計画（２０２４～２０２８）、長期計画（２０２９～）の作成に取りかかります。

専門性向上の視点

（１）日々の業務改善活動を通して、PDCA サイクルの重要性の理解と科学的視点を養い、サービスの質の向上と職員育成を図ります。

（２）　等級別・職種別研修あるいは初任・中間層・幹部等の職位別研修や OJT 研修等といった多面的研修により職員の専門性を高めます。

（３）　義務化に伴う障害者虐待防止対策の更なる推進と身体拘束の適性化のための訓練・研修等の充実に努めます。

（４）　喫緊かつ長期にわたる利用者の重度化・高齢化への対応策についての計画・検討を行い、実践に速やかに取り組み、生活の質（QOL）の向上に努めます。→強度行動障害支援研修の全員受講

（５）　地域福祉サービス（短期入所・日中一時支援・児童発達支援・放課後等デイサービス・相談支援事業・移動支援事業・生活介護・就労継続支援 B 型）の充実と、幼児期から高齢期までのライフサイクルに応じて、地域に必要とされるサービスの検討を行います。

上記理念・運営方針・事業指針並びに社会福祉法の精神に則り、令和５年度において次のとおり法人経営と事業運営他を展開します。

１　法人経営

（１）評議員会の開催

①　定時評議員会（決算の承認　他）　６月

②　臨時評議員会（事業計画・予算の承認）　３月

③　臨時評議員会　随時

（２）理事会の開催

①　決算及び事業報告に係る審議、承認　６月

②　予算補正に係る審議、承認　１２月

③　予算及び事業計画に係る審議、承認　３月

④　事業計画の変更及び新規事業の審議、承認　随時

⑤　その他　随時

（３）監査の実施

①　法人監事によるもの　５月

②　国及び県の法令、条例に定められた指導監査　随時

③　補助金を受けた団体及び公的機関による調査、監査　随時

２　事業運営

本法人は、定款に記載された、次の社会福祉施設等を設置運営します。

(1)　第一種社会福祉事業

①　福祉型障害児入所施設　「たかはら学園」

所在地　　矢板市趣畑２２６番地１７

定　員　　１５名

②　障害者支援施設「たかはら学園」

所在地　　矢板市越畑２２６番地１７

定　員　　１５名

※①と②は、併設型施設として認可されているので一体的な運営をする

③　障害者支援施設「たかはら育成園」

所在地　　矢板市越畑２２６番地１７

定　員　　５０名

(2) 第二種社会福祉事業

①　生活介護事業

実施事業所　デイセンターたかはら

所　在　地　矢板市越畑２２６番地１５

定　　員　３０名

②　多機能型事業（就労継続支援Ｂ型、生活介護）

実施事業所　ワークスたかはら

所　在　地　矢板市本町７番２１号及び本町４番２９号

定　　員　就労継続支援Ｂ型　１０名
　　生活介護　　１０名

③　短期入所事業
実施施設　たかはら学園
所在地　　矢板市越畑２２６番地１７
定　員　　３名

④　短期入所事業
実施施設　たかはら育成園
所在地　　矢板市越畑２２６番地１７
定　員　　４名

⑤　共同生活援助事業
実施住居　　メゾンたかはら
所　在　地　矢板市片岡２１０６番地３７
定　　員　６名

⑥　共同生活援助事業
実施住居　　ハニーハイツたかはら
所　在　地　矢板市片岡２１０６番地３９
定　　員　９名

⑦　共同生活援助事業
実施住居　　アップルハイツたかはら
所　在　地　矢板市片岡２１０６番地２９
定　　員　５名（４月１日１名増員し５名となる。）

⑧　障害児相談支援事業
実施場所　（ア）矢板市本町７番２１号
　　矢板市障害児者相談支援センター内
　　（イ）矢板市越畑２２６番地　社会福祉法人たかはら学園内

⑨　一般相談支援事業
実施場所　（ア）矢板市本町７番２１号
　　矢板市障害児者相談支援センター内
　　（イ）矢板市越畑２２６番地　社会福祉法人たかはら学園内

⑩　特定相談支援事業
実施場所　（ア）矢板市本町７番２号１
　　矢板市障害児者相談支援センター内
　　（イ）矢板市越畑２２６番地　社会福祉法人たかはら学園内

⑪　移動支援事業
実施事業所　サポートたかはら
所　在　地　矢板市越畑２２６番地１７

⑫　児童発達支援事業
実施事業所　こども発達支援センターたけのこ園
所　在　地　矢板市石関１２８９番地４
定　　員　１０名

⑬　放課後等デイサービス
実施事業所　Ｋｉｄｓたかはら
所　在　地　矢板市越畑２２６番地１７

定　　員　１０名

⑭　日中一時支援事業　関係市町（矢板市・さくら市・宇都宮市・那須塩原市・那須烏市大田原市・真岡市・高根沢町・塩谷町・那珂川町）から受託

実施事業所　たかはら学園・たかはら育成園・デイセンターたかはら

所　在　地　矢板市越畑２２６番地１５及び越畑 226 番地１７

定　　員　平日１０名　土曜日１５名　祝祭日６名

3　職員の配置　　組織図を参照

4　施設整備・その他計画の策定（一部再掲）

［継続・追加事業関係］

（１）地域生活支援拠点等整備計画（新たけのこ園、新 Kids たかはら、多機能事業所）の補助申請（日本財団）

（２）社会福祉法人たかはら学園５０周年記念事業関連整備（継続事業）
（新施設玄関周辺整備・創設関連碑整備）

（３）たかはら学園・たかはら育成園のメンテナンス大規模補修工事

（４）デイセンターたかはら外部改修工事（渡り廊下）

（５）業務省力化・生産性向上のための施設環境の改善と機器等の整備

［新規事業関係］

（１）太陽光発電設備等脱炭素化事業計画の検討と実施

（２）法人全体のＢＣＰ（事業継続計画）の策定　［重点事業］

（３）たかはら育成園高齢化に対応する対策とその施設整備計画

（４）法人全体の SDGS 関係事業の取り組み方についての検討

5　職員研修等

（１）園内研修

①外部講師によるキャリア形成研修の第８年度分として採用 1 年経過者と中途採用者への実務研修。

②中堅職員・幹部職員を対象とする実務研修

③園内において種々の問題に対して研究討議し、処遇技術の向上に努めます。特に虐待防止・身体拘束と強度行動障害者等重度者の指導・支援方法に関して OJT を中心にして重点的に行います。

（２）園外研修

県及び行政機関の主催する研修会・県社会福祉法人経営者協議会・県障害者施設事業協会等各種団体の研修会に積極的に参加し、情報交換、研修に努めます。本年はコロナの状況に応じて、一部オンライン研修を活用します。

（３）その他の研修

ボランティアの養成講座を検討します。

6　事業経費

法人及び施設の運営経費は、次の拠点区分単位で別紙予算書のとおりとします。

（１）　本部拠点区分

（２）　たかはら学園拠点区分

（福祉型障害児入所施設、障害者支援施設、短期入所、児童発達支援事業たけのこ園、放課後等デイサービスＫｉｄｓたかはら）

（３）　たかはら育成園拠点区分

（障害者支援施設、短期入所）

（４）　デイセンターたかはら拠点区分

（生活介護、日中一時支援、共同生活援助メゾンたかはら、移動支援サポートたかはら）

（５）　ワークスたかはら拠点区分

（多機能型［就労継続支援Ｂ型、生活介護］、矢板市障害児者相談支援センター）

7　その他

（１）法人経営において、事業部間施設間の連携を強化し、各事業の当初の目的に沿った運営を着実に行います。

①　事業部制による各施設間の横の連携を着実に行い、各施設内では one　team としての縦の意識を高めます。

②　本体事業所では児・者の施設と通所施設が同一敷地内に設置されている利点を十分活用した施設運営と利用者サービス向上を実現します。

③　人事考課制度の確実な運用を行い、全体への浸透度を強化しその有効活用をします。

（２）業務委託について

①　給食業務については、給食内容の充実と利用者の健康状態を考慮し、様々な対応が要求されるため、より専門的な調理技術を持った、下記の専門業者に委託する。

（ア）　委託業務の内容　　給食業務（全般）

（イ）　委託先

業者名　株式会社メフォス

代表者　取締役社長　岡田　泰紀

所在地　東京都港区赤坂二丁目２３番１号

※令和５年１０月１日から令和６年９月３０日までの契約

（ウ）委託業者の運営状況を検証し、継続再委託の可否を検討する（９月）

②　その他の業務委託

令和５年度事業計画共通事項「５．衛生管理、６．施設管理」参照

（３）中・長期計画の策定［重点課題］

次期報酬改定（令和６年度）や次期矢板市障害福祉計画（令和６年～８年）を考慮しながら、法人全体の中期計画（5ヶ年計画［２０２４年～２０２８年］）と次の５０年を見据えた長期計画（２０２９年以降）を特別委員会において策定します。